

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成29年10月17日付平企財収第109号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月24日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 永 田 政 弘

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成29年7月21日付平監発第20号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における工事修繕契約で、請書に環境により良い自動車利用に関する特記仕様書のないもの（道路課）

【措置等①】

契約事務の適正な執行のため、「契約事務の最終確認チェックシート」を活用し、必要書類が調っているか確実にチェックします。

《指摘事項②》

主管課における業務委託契約、工事修繕契約又は賃貸借契約で、約款の全部又は一部が添付されていないもの（交通対策課、施設整備課）

【措置等②】

契約事務の適正な執行のため、「契約事務の最終確認チェックシート」を活用し、必要書類が調っているか確実にチェックします。

《指摘事項③》

主管課における物品供給契約で、短期間に消耗品を分割して発注しているが、分割して発注する経緯や合理的な理由が認められないもの（交通対策課）

【措置等③】

今後においては、計画的に物品を購入し、小平市契約事務規則に則った契約事務の遂行を周知徹底し、再発の防止に努めます。